

南知多町立みさき小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項）

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得る問題であり、どの児童生徒もいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、全ての児童生徒に関わる問題です。

本校は、全ての児童が安心して学校生活を送り、さまざまな教育活動の中で自らの力を伸ばすために、いじめの防止等（「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」）に取り組むとともに、いじめを生み出さない環境づくりを進めます。

本校は、教育委員会、家庭、地域、その他関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取組を積極的に展開し、児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、お互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができるように努めます。

2 学校におけるいじめ防止等のための組織について

本校ではいじめの未然防止、早期発見、いじめに対する適切な措置に向けた対応のために、次のような組織を設けます。児童の学校生活からいじめの小さな兆候や懸念、本人や保護者からの訴えを見逃さず、また、特定の教員が抱え込むことのないよう、いじめに対して組織として対応します。

（1）いじめ・不登校対策委員会

【開催】学期1回程度

【構成員】全教員，スクールカウンセラー（SC），スクールソーシャルワーカー（SSW）

【主な内容】

- ・いじめ問題にかかる情報交換，共通理解，協議
- ・いじめアンケートに関わる集約，分析，対応の協議
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組状況の点検と評価
- ・教職員の研修

(2) 定期情報交換会

【開催】月 1 回程度（職員会議後に開催する）

【構成員】全職員

【主な内容】

- ・ いじめ問題にかかる内容及び対象児童の生活の様子等の情報交換，協議。
児童生徒と保護者，地域に関わる情報交換等

(3) 緊急対策会議

【開催】いじめ事案発生時

【構成員】関係職員，必要に応じて全職員，S C，S S W，必要に応じて関係機関・団体（町教委，警察，児童相談所，福祉課等）

【主な内容】

- ・ 事案に関する指導体制と方針の決定
- ・ 事実確認と調査，情報の共有
- ・ 該当児童（保護者も含む）への指導支援並びに情報の提供
- ・ アンケート調査の実施，集計，分析
- ・ 関係機関との連携
- ・ 事後の指導と支援

3 いじめの未然防止のための具体的な方策

(1) 一人一人が認められ，お互いに相手を思いやる雰囲気づくり

○教師が言葉を大切にし，日常の中で間違いや個人差を尊重するモデルとなる。

○児童が自己有用感を味わい自尊感情を育み，感じられる学年，学級づくりを全職員で取り組む。

(2) 体験的な活動の推進

○児童の発達段階に応じた生活体験や社会体験活動の場を計画的に実施する。

○異学年交流活動を通して思いやりや助け合いの心を育む。

○児童が自ら，人と関わることの喜びや大切さに気付き，自己有用感を感じられる場を設定する。

(3) 道徳教育・人権教育の充実

○児童の豊かな情操を培い，心の通う人間関係を築き上げられるように道徳教育や人権教育を学校全体で進める。

○人権週間では全校で人権について考える機会をつくり，人権意識の高揚を図る。

○情報モラル教育を推進し，児童がインターネット等の正しい利用とマナーについての理解を深め「ネットいじめ」の加害者，被害者にならないように指導する。

(4) 家庭や地域への働きかけ

○学校だより等の各種通信，ホームページやP T Aの会議等においていじめ問題についての啓発や問題提起を行い，予防的観点から積極的に連携を図る。

4 いじめの早期発見について

- 児童向けの「いじめアンケート」（無記名）を学期に1回行う。
- アンケートは5年間保管して事情・経緯の把握分析に役立てる。
- 「いじめアンケート」の結果の集約や分析，情報交換，対策の検討を行い，有効ないじめ防止対策に努める。
- 定期的に教育相談週間を設け，事前に「教育相談アンケート」を行い，児童から直接話を聞く機会を確保する。
- 児童とのふれ合いをもとにして，教職員で日頃から情報交換を密にして全職員の共通理解の下で指導に当たる。
- 関係機関と連携をして，情報の共有を図る。
- 家庭との連携を図り，保護者がいじめの兆候に気付いた時に躊躇なく学校に相談できるように，日頃から家庭との信頼関係の構築に努める。
- 全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち，適切に対応できるよう，研修を充実させて指導力の向上を図る。

5 いじめに対する措置について

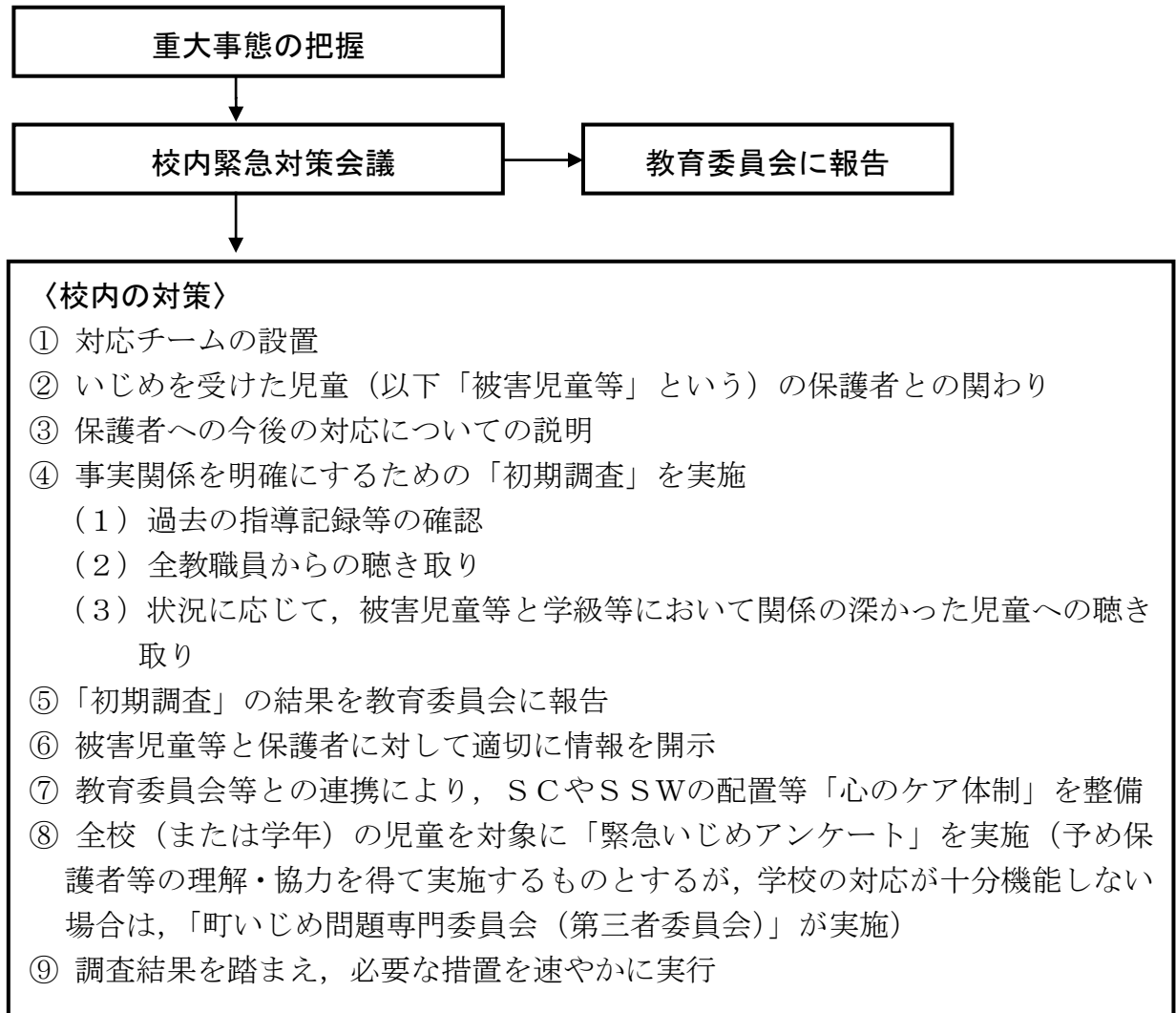
- いじめ事案が発生した場合，あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は，正確な事実の把握に努め，問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- 関係者によるケース会議を速やかに開き，今後の事案に関する指導体制と方針を決定し組織的に対応する。
- 必要に応じて教育委員会に報告し，指導助言を受ける。
- 該当の児童の学級担任だけで抱え込むことなく，学校長以下，全ての教員が組織的に問題の解決に当たる。また，必要に応じて，外部の専門家，関係機関と連携して対応する。
- いじめられている児童の身の安全安心を最優先に対応する。
- 家庭との連携を密にし，改善に向けた取組についての情報を伝えとともに，信頼の回復に努める。
- 「リフレッシュスクール」等の相談機関との連携・活用を含め，継続的で最適な対応を追求する。
- 一時的に問題が解消したと判断した場合も，その後の児童の様子を見守り，指導支援と家庭との連携を継続する。

6 重大事態への対処について

(1) 重大事態とは

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより児童等が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。（「いじめ防止対策推進法」第28条第1項）

(2) 重大事態発生時の対応（フロー図）



7 学校の取組に対する検証と見直し

- 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるように努める。
- いじめ防止等に関する項目を盛り込んだ保護者への学校評価アンケート、教職員による取組評価を実施して学校評価において達成状況を振り返り、評価結果を踏まえて、いじめ防止等のための取組の改善を図る。

いじめ防止等に対する取組の年間計画（令和7年度）

	いじめ・不登校 対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	家庭・地域・学校 間連携
4月	○学校いじめ防止 基本方針の確認 ○定期情報交換会	○SC,SSWなど 相談体制の周知 ○学級開き ○なかよし班集会	○SC,SSWなど 相談体制の周知 ○身体測定	○授業参観 学級懇談会
5月	○定期情報交換会	○磯に親しむ会	○いじめアンケート ○教育相談週間	○家庭訪問 ○小中合同清掃 ○南知多中学生徒指 導推進連絡会 ○青少年を育てる会
6月	○定期情報交換会 ○現職研修	○学校保健委員会		○土曜学級
7月	○いじめ・不登校 対策委員会			○個人懇談会 ○学校評議員会 ○民生児童委員と の情報交換会
8月	○定期情報交換会			
9月	○定期情報交換会		○身体測定	
10月	○定期情報交換会	○みさき参観日		
11月	○定期情報交換会	○校内運動会 ○なかよし班集会	○いじめアンケート ○教育相談週間	○地区体育祭（大井） ○地区体育祭（師崎）
12月	○いじめ・不登校 対策委員会	○人権週間 ○児童会思いやり キャンペーン		○個人懇談会
1月	○定期情報交換会 ○現職研修 ○学校評価アンケート		○身体測定 ○学校保健委員会	○授業参観 ○学校評価アンケート
2月	○いじめ・不登校 対策委員会	○6年生を送る会	○いじめアンケート ○教育相談週間	○学校評議員会
3月	○定期情報交換会			○小中連絡会 ○保小連絡会